

事業系ごみ減量インフォメーション

浜松市

この情報紙は、事業活動に伴って発生する事業系一般廃棄物（以下「事業系ごみ」といいます。）を排出する皆様に、ごみの正しい出し方やごみの減量・資源化についてお知らせするものです。

◆ 重点取組3つのポイント

ポイント① 古紙は燃やさずリサイクル

ポイント② 生ごみは水切りの徹底で減量・リサイクル

ポイント③ 草木類、木質系ごみはリサイクル

ポイント① 古紙は燃やさずリサイクル

- ごみ減量のため、リサイクル可能な古紙は古紙回収取扱事業者に引き渡し、市の清掃工場へ搬入しないでください。リサイクル可能な古紙が市の清掃工場に搬入された場合、持ち帰っていただくことがあります。

(1) リサイクル可能な古紙の分類

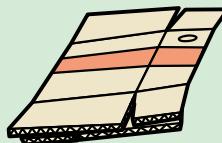
古紙の種類
OA用紙（コピー用紙等）
新聞紙（チラシ）
雑誌（本、カタログ等）
段ボール
雑がみ（紙箱、紙袋、ノート、カレンダー、包装紙、トイレットペーパーの芯等）
機密書類・シュレッダー紙



新聞紙



雑誌



ダンボール



雑がみ（紙袋）



シュレッダー紙

出典：経済産業省ウェブサイト <http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html>

- シュレッダーにかけた機密書類でも、機密性を維持しつつ、リサイクルすることができます。排出の条件等の詳細は古紙回収取扱事業者に御相談ください。
- 古紙の種類、量、搬入の条件等により、古紙回収取扱事業者の引取りの可否、料金等が異なります。詳細は古紙回収取扱事業者にお問い合わせください。

(2) リサイクル不可能な古紙

- | | |
|---|---------------------|
| ●裏カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の伝票など） | ●圧着はがき |
| ●感熱紙（ファックス用紙、レシートなど） | ●粘着物のついた封筒 |
| ●防水加工された紙（紙コップ、紙皿など） | ●合成紙（防水加工ポスター、地図など） |
| ●印画紙の写真（写真プリント用紙、感光紙など） | ●金・銀などの金属の箔押し紙 |
| ●においのついた紙（洗剤・石けん・線香の包装紙・紙箱など） | |
| ●水にぬれた紙、油のついた紙（使用済みのティッシュなど） | |
| ●古紙回収取扱事業者によっては、上記の古紙でも回収可能な場合があります。詳しくは古紙回収取扱事業者にお問い合わせください。 | |

(3) 古紙回収取扱事業者

市内の古紙回収取扱事業者の一部を、浜松市ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

- ・浜松市ホームページ (<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>) >くらし・手続き>ごみ・リサイクル >事業者の皆さんへ>大規模建築物所有事業者の皆様へ →4. 参考資料 →(2) 浜松市内古紙回収取扱事業者一覧表

ポイント② 生ごみは水切りの徹底で減量・リサイクル

(1)生ごみのリサイクル

- 魚アラ(魚の骨、皮、内臓等)は分別してリサイクルしてください。
魚アラのリサイクル業者では魚アラを飼料等にリサイクルしています。
- 魚アラ以外の生ごみは、生ごみ処理機等を利用して、生ごみの減量やリサイクルをしてください。

(2)生ごみの水切り

- 生ごみは、できるだけ水切りをしてください。

①生ごみの水切りの効果

- 生ごみが軽くなる。(余計な水分が出て、生ごみが軽くなり、ごみ処理経費が抑えられます。)
- 生ごみが臭わなくなる。(濡れた生ごみより腐敗が進みにくくなり、臭いの発生時期が遅くなります。)

②生ごみの水切り方法の例

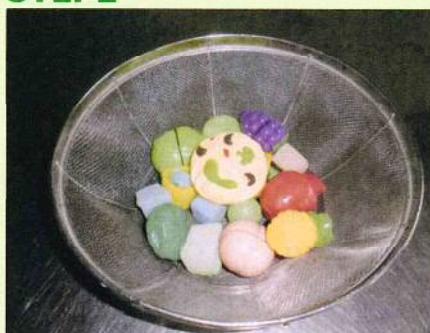
生ごみの水切りの方法として、「生ごみ処理機」や「ざる」などを使用するものがありますが、簡単でコストもかからない「ざる」を利用した水切りの方法をご紹介します。

STEP1



バケツの上にざるを置き、生ごみをざるに入れます。生ごみの自重で水切りできますので、少し時間をおいてください。

STEP2



生ごみは水切りしてから廃棄します。
グリストラップに流れる生ごみが少なります。

STEP3



バケツにたまつた汚水は排水口に流します。

ポイント③ 草木類、木質系ごみはリサイクル

剪定・草刈などの草木類、木製の棚や箱などの木質系ごみはもえるごみとして廃棄せずに、正しく分別してリサイクルしましょう。草木類や木質系ごみの一般廃棄物再生利用指定業者ではそれらをチップ化して、堆肥原料や製紙用・燃料用チップにリサイクルしています。

一般廃棄物再生利用指定業者

一般廃棄物再生利用指定業者は、浜松市ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

● 浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>)

- ▶【くらし・手続き】▶【ごみ・リサイクル】▶【ごみの出し方】▶【ごみ収集運搬業者・再生利用指定業者】
- ▶【一般廃棄物再生利用指定業者一覧表】



【お問い合わせ先】 浜松市 環境部 一般廃棄物対策課

〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目1番10号 鴨江分庁舎2階

TEL053-453-6229/FAX050-3737-2282/E-mail:ippai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

◆よくある事業系ごみのQ&A

Q1: 事業所や店舗等から出るごみは、どう出せばいいの？

- A1:** 事業活動に伴うごみは、事業者の責任で適正に処理しなければいけません。（廃棄物処理法第3条）
廃棄物の種類に応じて、排出者自らが事業系ごみを市の清掃工場へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬業者等へ事業系ごみの収集運搬業務を委託してください。いずれの方法も有料です。
- ・市の清掃工場へ自己搬入する場合：市の処理手数料（10kgまでごとに124円（発行日時点））
 - ・一般廃棄物収集運搬業者へ委託する場合：一般廃棄物収集運搬業者の収集運搬料+市の処理手数料（10kgまでごとに124円（発行日時点））

Q2: 事業系ごみを地域のごみ集積所に出していいの？

A2: 事業系ごみは地域のごみ集積所に、決して出さないでください。

また、市が設置しているリサイクル回収拠点（みどりのリサイクル（草木類）回収拠点、使用済小型家電回収ボックス、使用済てんぱら油回収タンク、使用済インクカートリッジ回収ボックス）にも出さないでください。



Q3: 事業活動とはどんなものがありますか？

A3: 事業活動とは、営利活動だけでなく非営利活動も該当します。

例：農業、漁業、建設業、製造業、電気・ガス・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業、教育、医療、福祉、サービス業、公務等

Q4: 事業系ごみの種類にはどのようなものがありますか？

A4: 事業系ごみは、産業廃棄物以外の廃棄物で、事業活動に伴う廃棄物のことです。

事業系ごみ（次の産業廃棄物に該当する物を除く。）

種類	例（カッコ内は具体的な廃棄物の一例）
古紙	OA用紙（コピー用紙）、新聞紙（折込チラシ含む）、本・雑誌、段ボール、雑がみ（紙箱、カレンダー等）、機密書類等
生ごみ	魚アラ・野菜くず等の調理残さ、食品の食べ残し・売れ残り等
草木類	樹木剪定や草刈り等に伴って排出される枝葉・草・落ち葉等
その他のもえるごみ	汚れやリサイクルに適さない古紙・古布、草木類を除く木くず等

- ・市のごみ処理施設に搬入できる事業系ごみの大きさは長さ60cm未満、太さ5cm未満のものが対象です。
- ・ごみ袋は容量が45ℓ以内のポリエチレン製で、中身が確認できる透明・半透明のごみ袋を使用してください。

産業廃棄物

すべての業種に共通	種類	例（カッコ内は具体的な廃棄物の一例）
	1 燃え殻	石炭がら、焼却灰、炉清掃時の排出物等
	2 汚泥	有機性及び無機性のすべての汚泥（リストラップ汚泥等）
	3 廃油	鉱物性油（機械油）、動植物性油（てんぱら油）等の廃油類
	4 廃酸	廃硫酸等の酸性廃液
	5 廃アルカリ	廃せっけん液等のアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成高分子系化合物の固形状及び液状の廃プラスチック類（発泡スチロール、プラスチックトレー、ビニール袋、洗剤や調味料等のプラスチックボトル、ペットボトル）
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	金属の研磨・切削くず、スクラップ金属くず等（缶）
	9 ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラスくず、陶磁器くず等（ガラスびん）
	10 鉱さい	廃鉄物砂
	11 がれき類	建設廃棄物のコンクリートやれんが、瓦の破片等
	12 ばいじん	工場や焼却施設の排ガスから集められたばいじん

産業廃棄物

		種類	例（カッコ内は具体的な廃棄物の一例）
特定の業種に限る	13	紙くず	建設業、製紙業等の特定の業種の紙くず
	14	木くず	建設業、木材・木製品製造業等の特定の業種の木くず
	15	繊維くず	建設業、繊維工業等の特定の業種の天然繊維くず
	16	動植物性残さ	食料品製造業等の特定の業種の動植物性残さ（野菜くず等）
	17	動物系固形不要物	と畜場等で家畜の解体等により生じた固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業の牛、豚、鶏等のふん尿
	19	動物の死体	畜産農業の牛、豚、鶏等の死体
	20		上記1～19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの廃棄物に該当しないもの（コンクリート固化物等）

Q5：再生利用可能な古紙、生ごみ、草木類も市の清掃工場に搬入していいの？

A5：そのような事業系ごみは市の清掃工場に搬入せず、適切にリサイクルしてください。

Q6：事業所から発生するプラスチック類は、もえるごみとして出していいの？

A6：事業活動に伴って発生した発泡スチロール、プラスチックトレー、ビニール袋、PPバンド、洗剤や調味料等のプラスチックボトル、ペットボトル等のプラスチック製品は産業廃棄物の廃プラスチック類に該当します。ただし、長さ60cm未満で、①主に家庭生活で使用されるもの、②1回使い切りの製品、③生ごみ等の一般廃棄物で汚れている、の条件を満たす場合は、もえるごみに排出することができます。
○もえるごみの例：食品で汚れた使い捨て弁当容器、惣菜トレー、ラップ又はビニール袋、醤油やドレッシング等の小袋、使用済みのストロー

Q7：事業所から発生する工具やスチール棚、陶器等はどう捨てたらいいの？

A7：事業活動で使用していた、家庭系ごみのもえないごみや連絡（粗大）ごみに相当する物は、概ね産業廃棄物の廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等に該当します。

Q8：一般廃棄物収集運搬業者はどう調べたらいいの？

A8：一般廃棄物収集運搬業者を、浜松市ホームページに掲載していますので、参考にしてください。
・浜松市ホームページ（<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>）>くらし・手続き>ごみ・リサイクル>ごみの出し方>ごみ収集運搬業者・再生利用指定業者 →一般廃棄物収集運搬業者一覧表

Q9：ビルの清掃業者等に事業系ごみの処理を委託してもいいの？

A9：時おり、建物の清掃業者等と一般廃棄物収集運搬業者との間で事業系ごみの収集運搬業務委託の契約をしている場合がありますが、これは不適切です。あくまでも事業系ごみの排出者は、建物で事業活動をしている事業者であり、清掃業者は建物内等のごみを特定の場所に集める等して清掃することが業務で、事業系ごみの排出者ではありません。

Q10：事業系ごみの収集運搬業務委託契約はどうしたらいいの？

A10：事業系ごみの処理委託契約書の作成義務はありませんが、契約内容の確認等のため、契約書を作成することを推奨します。
なお、事業系ごみの収集運搬業務を委託する場合の契約書のひな形を、浜松市ホームページに掲載していますので、参考にしてください。
・浜松市ホームページ（<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>）>くらし・手続き>ごみ・リサイクル>事業者の皆さんへ>事業系ごみの適正処理と減量 →事業系一般廃棄物収集運搬業務委託契約書（ひな形）

Q11：ペットボトルはどう捨てたらいいの？

A11：廃ペットボトルを市の処理ルートに排出する場合には、廃ペットボトルからキャップ・ラベルを除去し、中をすすいでから排出してください。